

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

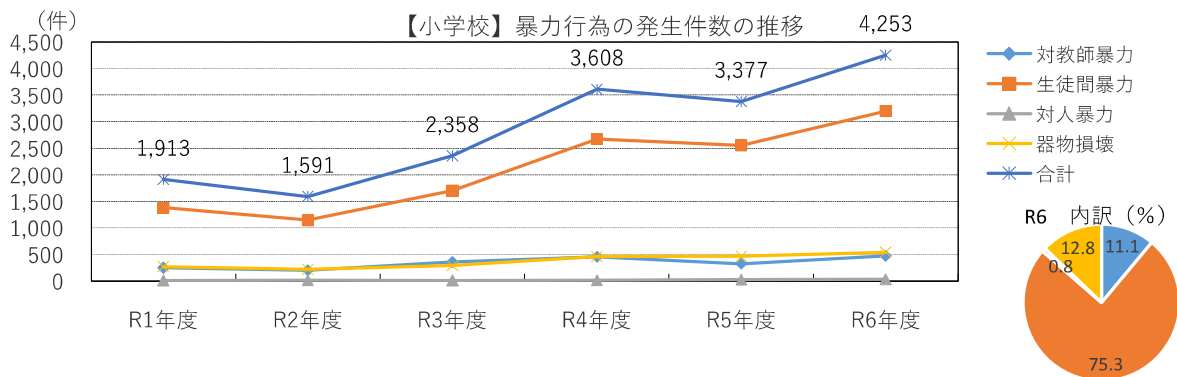
県内の公立学校数及び児童生徒数（政令市を含む）

校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	477校	168,218人
中学校	258校	88,503人

1 暴力行為の状況

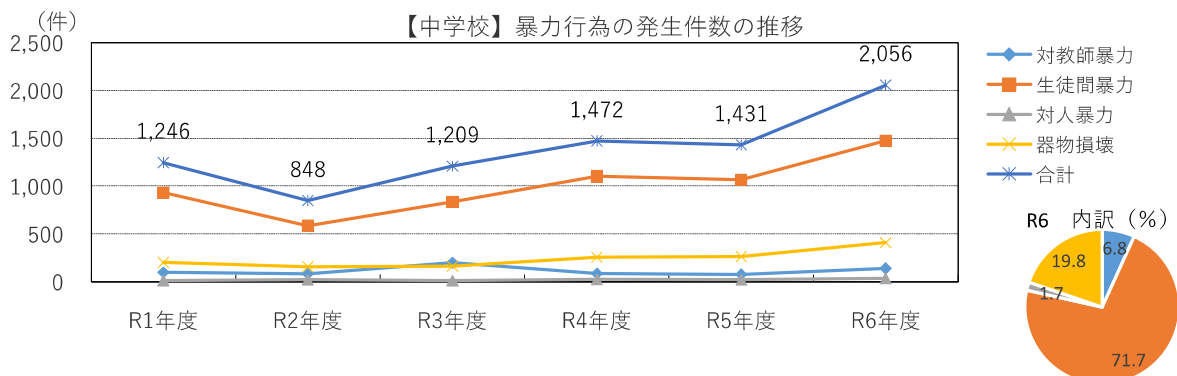
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	251	13.1	202	12.7	355	15.1	456	12.6	328	9.7	474	11.1
生徒間暴力	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0	2,674	74.1	2,556	75.7	3,201	75.3
対人暴力	13	0.7	19	1.2	12	0.5	18	0.5	29	0.9	32	0.8
器物損壊	270	14.1	221	13.9	294	12.5	460	12.7	464	13.7	546	12.8
合計	1,913		1,591		2,358		3,608		3,377		4,253	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	97	7.8	85	10.0	197	16.3	87	5.9	77	5.4	139	6.8
生徒間暴力	933	74.9	585	69.0	835	69.1	1,103	74.9	1,066	74.5	1,474	71.7
対人暴力	13	1.0	22	2.6	12	1.0	26	1.8	24	1.7	35	1.7
器物損壊	203	16.3	156	18.4	165	13.6	256	17.4	264	18.4	408	19.8
合計	1,246		848		1,209		1,472		1,431		2,056	



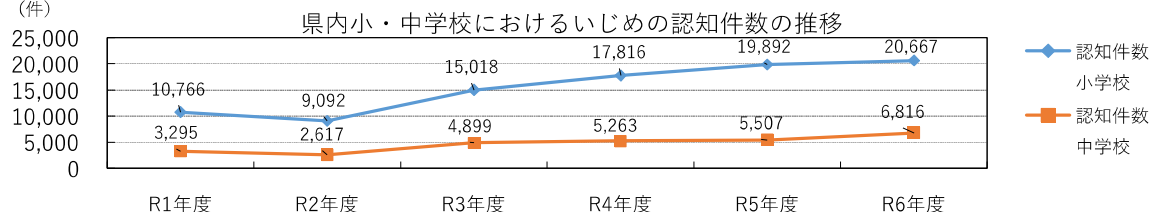
2 いじめの状況

(1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

(件)

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認知件数	小学校	10,766	9,092	15,018	17,816	19,892	20,667
	中学校	3,295	2,617	4,899	5,263	5,507	6,816
	計	14,061	11,709	19,917	23,079	25,399	27,483

(件)



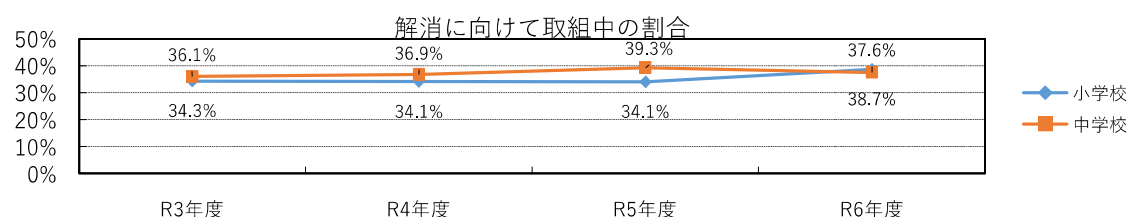
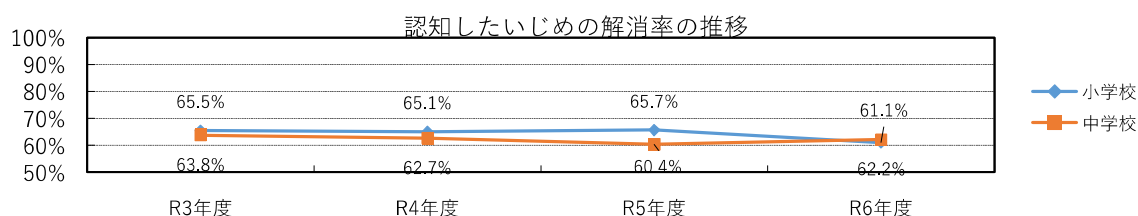
※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	小学校				中学校			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
解消している	9,842	11,607	13,072	12,627	3,128	3,301	3,326	4,242
解消に向けて取組中	5,158	6,080	6,780	7,998	1,767	1,941	2,166	2,562
その他	18	129	40	42	4	21	15	12
いじめ解消率	65.5%	65.1%	65.7%	61.1%	63.8%	62.7%	60.4%	62.2%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめ発見のきっかけ

(件)

区 分	小学校		中学校	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
学級担任が発見	1,653	1,637	565	704
学級担任以外の教職員が発見	445	614	484	657
養護教諭が発見	35	50	47	52
スクールカウンセラー等の相談員が発見	10	17	16	15
アンケート調査など学校の取組により発見	10,356	10,101	1,330	1,749
本人からの訴え	3,169	3,449	1,731	2,077
本人の保護者からの訴え	2,779	3,247	824	971
他の児童生徒からの情報	897	1,037	342	399
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	467	442	136	161
地域の住民からの情報	35	21	9	8
学校以外の関係機関からの情報	34	37	17	13
その他	12	15	6	10
計	19,892	20,667	5,507	6,816

(4) いじめの態様 (複数回答可)

(件)

区 分	小学校		中学校	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	10,847	11,685	3,494	4,306
仲間はずれ、集団による無視をされる	2,081	2,090	475	569
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしたたたかれる 等	5,912	6,333	935	1,178
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	1,788	1,837	404	576
金品をたかられる	206	164	39	53
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	1,013	1,236	266	302
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1,686	1,805	338	512
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	319	359	459	648
その他	1,710	1,617	403	423
計	25,562	27,126	6,813	8,567

(5) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R5年度	R5実施率	R6年度	R6実施率	R5年度	R5実施率	R6年度	R6実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	480	99.2%	475	99.6%	257	98.8%	256	99.2%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	398	82.2%	395	82.8%	197	75.8%	199	77.1%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	458	94.6%	458	96.0%	247	95.0%	246	95.3%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	263	54.3%	314	65.8%	164	63.1%	172	66.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	432	89.3%	444	93.1%	244	93.8%	245	95.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	372	76.9%	384	80.5%	217	83.5%	223	86.4%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。	190	39.3%	200	41.9%	119	45.8%	122	47.3%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	457	94.4%	449	94.1%	243	93.5%	241	93.4%
P.T.Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	122	25.2%	150	31.4%	60	23.1%	77	29.8%
地域人材や団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。			118	24.7%			76	29.5%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	158	32.6%	165	34.6%	93	35.8%	117	45.3%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	331	68.4%	363	76.1%	203	78.1%	195	75.6%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	463	95.7%	460	96.4%	237	91.2%	244	94.6%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	484	100.0%	474	99.4%	260	100.0%	257	99.6%

(6) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

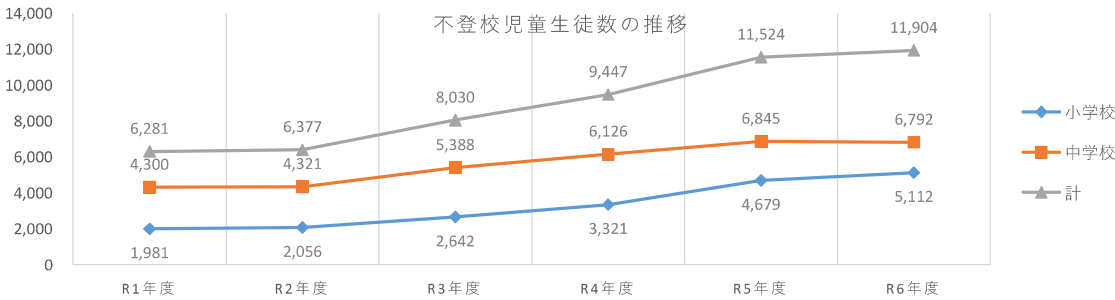
区 分	小学校				中学校			
	R5年度	R5実施率	R6年度	R6実施率	R5年度	R5実施率	R6年度	R6実施率
アンケート調査の実施	483	99.8%	476	99.8%	259	99.6%	258	100.0%
個別面談の実施	392	81.0%	382	80.1%	239	91.9%	241	93.4%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	178	36.8%	179	37.5%	232	89.2%	232	89.9%
家庭訪問	116	24.0%	112	23.5%	117	45.0%	114	44.2%
その他	26	5.4%	36	7.5%	13	5.0%	17	6.6%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 令和6年度 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数							
		病気	経済的 理由	不登校	うち、90日 以上欠席し ている者			その他	合計
					うち、出席 日数が10日 以下の者	うち、出席 日数が0日の者			
小学校	168,218	1,182	3	5,112	1,976	337	110	452	6,749
中学校	88,503	793	5	6,792	4,022	944	238	157	7,747
計	256,721	1,975	8	11,904	5,998	1,281	348	609	14,496

(2) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席）の推移



※不登校に関する留意点
・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。
（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

(3) 学年別不登校児童生徒数

